

こんなときには

国民年金の届け出を

ライター、無職の人など
第2号被保険者
会社員など(厚生年金保険や
共済組合に加入している人)

第3号被保険者

年金は、年を取ってから受給する老齢年金のほか、心身に障害があり働けない人のための障害年金、働き手を亡くしたときに家族が受給する遺族年金など、生活を支えるための制度です。

第2号被保険者に扶養されている配偶者

学生納付特例を受けている人へ

年金を受給するには一定の保険料納付要件がありますので、必ず加入し納付しましょう。

就職や退職などで加入区分が変わったときは届け出が必要です

【加入区分】

第1号被保険者

自営業者、学生、フリーアル

第1号被保険者になる
第2号→第1号(第3号に該当する場合を除く)
第3号→第1号
第1・3号→第2号
第1・2号→第3号

市区町村の国民年金窓口で手続きをしてください。

国民年金課高年齢者医療年金班

(☎62・5332)

届け出が必要なとき	異動の内容	届け出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	第1号被保険者になる	保険年金課 各支所住民室
60歳未満の人が退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号→第1号 (第3号に該当する場合を除く)	
厚生年金保険などに加入している配偶者の扶養になっている60歳未満の人で、 ●配偶者が… (1)退職したとき (2)65歳になったとき (3)死亡したとき ●配偶者の扶養から外れたとき ●配偶者と離婚したとき	第3号→第1号	
就職したとき	第1・3号→第2号	勤務先
配偶者の扶養に入るとき	第1・2号→第3号	配偶者の勤務先

4月1日(月)から変わります
滝郷診療所の診療日と
受付時間

診療日/月・火・木・金曜日

※祝日、年末年始を除く。

受付時間/午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分

閩滝郷診療所(☎55・3017)

7)

3月7日(木)から受付場所が変更
119番(火災・救急)
は必ず市町村名を

市内からの119番通報(火災・救急)は「ちば消防共同指令センター」で受け付けること
になります。

通報の際は、必ず「旭市から」と伝えてください

119番の通報方法は、今までと変わりませんが、通報の際は旭市からの通報であることを伝えてください。

なお消防車や救急車は、これまでどおり市消防本部管内から出場します。

火災問い合わせ電話番号が変更
変更後の電話番号/☎60・445

閩消防本部警防課通信班(☎63・0119)

当院受診中に病状が安定した患者さんには、地元のかかりつけ医を紹介しています。なおかかりつけ医からの紹介状を持参する場合は、再度当院を受診することが可能ですので、希望する場合には、かかりつけ医に相談してください。

高める健康意識「第44回市民健康講座」開催

健康への関心を高めてもらうため、定期的に市民健康講座を開催しています。事前の申し込みは不要です。

日時/3月9日(土) 午後2時～4時(開場:午後1時30分) ※午後1時20分旭駅発、病院行きバスあり。

場所/本館3階しおさいホール

内容/●講演1「ロボット支援腹腔鏡下前立腺全摘術～手術用ロボット『ダ・ヴィンチ』による前立腺がん手術、始まりました～」(泌尿器科部長・医師:鈴木規之)

●講演2「認知症について～手術で治るものもありますよ～」(脳神経外科部長・医師:持田英俊)

閩旭中央病院(☎63-8111・代表)

旭中央病院便り vol.7



<http://www.hospital.asahi.chiba.jp/>

新たに受診希望の患者さんへ

下記の診療科を除き、制限なく、新たに受診希望する患者さんを受け付けています。

眼科/旭市民以外の人は紹介状が必要です。

呼吸器内科/旭市民のみ診察を行っています。

救急外来/旭市民および15歳未満の小児を除く、軽症の患者さんが時間外に受診した場合、保険診療分とは別に、時間外選定療養費として5,250円を負担してもらっています。

全ての診療科において初診の際、紹介状がない場合は今までどおり、初診料とは別に2,100円が掛かります(市内外問わず)。また一部の診療科では、紹介状や予約が必要です。くわしくは問い合わせてください。



問：問い合わせ
申：申し込み

期限は3月15日(金)

市県民税の申告と所得税の確定申告

市県民税・所得税の申告期限は、3月15日です。期限が迫ると、市役所や税務署の窓口は大変混み合います。早めに申告を済ませましょう。

次の書類を忘れずに

生命保険などの保険料、医療費などは、所得控除の対象です。平成24年中の領収書や支払証明書などを持参してください。また事業のために使用する土地や建物などの固定資産税(都市計画税)は、必要経費となります。固定資産税納税通知書を持参してください。

受付日

市役所本庁特設会場／3月15日(金)まで
干潟支所1階会議室／3月1日(金)～6日(水)
飯岡支所1階旧税務室／3月6日(水)～11日(月)
海上支所1階相談室／3月12日(火)～15日(金)
※土・日曜日を除く。

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対し課税されます。所有者が変わった場合や、使用していない車両を持っている人は、4月1日までに変更手続きを済ませてください。

軽自動車の変更手続き

軽自動車税は、4月1日現在

経費などの集計は事前に

経費や医療費などは、集計を済ませてきてください。集計が済んでいない人は、集計が終わるまで順番を待つことがあります。

取扱窓口

小型特殊自動車・原動機付自転車(125CC以下)／市税務課
二輪車(125CC超)／関東運輸局千葉運輸支局
軽自動車(三輪以上)／軽自動車検査協会千葉事務所
市税務課課税班(☎62・5321)、関東運輸局千葉運輸支局(☎050・5540・2022)、軽自動車検査協会千葉事務所(☎043・245・0163)

食と地域の再生に向けて

経営所得安定対策

「農業者戸別所得補償制度」は、平成25年度では「経営所得安定対策」に名称変更し、基本的に平成24年度と同じ枠組みで実施します。

経営所得安定対策は、販売価格が生産費を長期的に下回っている作物を対象に、その差額を交付する制度です。

これにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図ると

もに、麦・大豆などへの作付け転換を促します。

対象作物ごとの支援策

●米(主食用米)

生産数量目標(生産調整に従って作付けし、目標を達成すると、交付金が支払われます。

対象/主食用米を販売目的に生産(耕作)する農家、集落営農組織

交付対象面積/主食用米の作付面積から自家消費米相当として、一律10aを除いた面積

交付単価(10a当たり)／15、000円+変動部分

※当年産の販売価格が、標準的な販売価格を下回った場合に、差額を変動部分として交付します。

●戦略作物(麦・大豆・米粉用米・飼料用米・加工用米など)

生産数量目標の達成にかかわらず、作付けした面積に対して交付金が支払われます。

対象/水田で、対象作物を販売目的に生産(耕作)する農家、集落営農組織

交付単価(10a当たり)／●麦・大豆・飼料作物：35、000

●米(主食用米) 生産数量目標に従って作付けし、目標を達成すると、交付金が支払われます。

対象/水田や畑で、対象作物を販売目的に生産(耕作)する農家、集落営農組織

交付単価/「数量払」と「面積払」の併用

事前申請が必要

農家や集落営農組織には、4月に申請書を郵送します。

締め切り/6月30日(日)

※この制度のくわしい内容は、農林水産省のホームページ(<http://www.maff.go.jp>)で見ることができます。

●米粉用米・飼料用米・ホールクroppサイレージ用稲：80、000円 ●そば・なたね・加工用米：20、000円

※二毛作助成や耕畜連携助成、産地資金などもあります。

●畑作物(麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・そば・なたね)

生産数量目標に従って作付けし、目標を達成すると、交付金が支払われます。

対象/水田や畑で、対象作物を販売目的に生産(耕作)する農家、集落営農組織

交付単価/「数量払」と「面積払」の併用

事前申請が必要

農家や集落営農組織には、4月に申請書を郵送します。

締め切り/6月30日(日)

※この制度のくわしい内容は、農林水産省のホームページ(<http://www.maff.go.jp>)で見ることができます。

国営農水産課振興班(☎68・1175)、関東農政局千葉地域センター匠達支所(☎72・0341 ※問い合わせのみ)

国営農水産課課税班(☎62・5321)、銚子税務署(☎0479・22・1571)

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対し課税されます。所有者が変わった場合や、使用していない車両を持っている人は、4月1日までに変更手続きを済ませてください。

軽自動車(三輪以上)／軽自動車検査協会千葉事務所

市税務課課税班(☎62・5321)、関東運輸局千葉運輸支局(☎050・5540・2022)、軽自動車検査協会千葉事務所(☎043・245・0163)

「農業者戸別所得補償制度」は、平成25年度では「経営所得安定対策」に名称変更し、基本的に平成24年度と同じ枠組みで実施します。

経営所得安定対策は、販売価格が生産費を長期的に下回っている作物を対象に、その差額を交付する制度です。

これにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図ると

もに、麦・大豆などへの作付け転換を促します。

対象作物ごとの支援策

●米(主食用米)

生産数量目標(生産調整に従って作付けし、目標を達成すると、交付金が支払われます。

対象/主食用米を販売目的に生産(耕作)する農家、集落営農組織

交付対象面積/主食用米の作付面積から自家消費米相当として、一律10aを除いた面積

交付単価(10a当たり)／15、000円+変動部分

※当年産の販売価格が、標準的な販売価格を下回った場合に、差額を変動部分として交付します。

●戦略作物(麦・大豆・米粉用米・飼料用米・加工用米など)

生産数量目標の達成にかかわらず、作付けした面積に対して交付金が支払われます。

対象/水田で、対象作物を販売目的に生産(耕作)する農家、集落営農組織

交付単価(10a当たり)／●麦・大豆・飼料作物：35、000

●米(主食用米) 生産数量目標に従って作付けし、目標を達成すると、交付金が支払われます。

対象/水田や畑で、対象作物を販売目的に生産(耕作)する農家、集落営農組織

交付単価/「数量払」と「面積払」の併用

事前申請が必要

農家や集落営農組織には、4月に申請書を郵送します。

締め切り/6月30日(日)

※この制度のくわしい内容は、農林水産省のホームページ(<http://www.maff.go.jp>)で見ることができます。